

山梨県養親希望者手数料負担軽減事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県養親希望者手数料負担軽減事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、健全な養育を図る特別養子縁組を推進することを目的にし、養親希望者の経済的負担を軽減するため、養子縁組民間あっせん機関（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の許可を受けて養子縁組あっせんを行う者をいう。以下同じ。）から養子縁組のあっせんを受け、養子縁組民間あっせん機関に支払う手数料に対して、予算の範囲内で補助する。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、養子縁組民間あっせん機関に手数料を支払った養親希望者とする。なお、縁組成立前養育開始日から交付申請日まで、山梨県内に居住しているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどした者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 県の事務又は事業に関し、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(補助金の交付対象となる経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときはすみやかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増減を伴わない場合は、この限りではない。

(2) 補助事業者が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を、知事に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

(3) 第3条第2項第1号に規定する暴力団又は同条第2項第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者であることが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない

3 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費	補助額
養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に支払った手数料（※１）	次の１から２を比較して、いずれか少ない額 1 補助基準額 1人あたり（世帯） 600,000円（※２） 2 対象経費の実支出額

※１…民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
施行規則第３条第２項第１号及び第３号に定めるものに限る。

※２…補助の回数は、１回のあっせんごとに１回に限る。